

# とうのしょうまち 農業委員会だより



令和2年11月 第9号

編集・発行 / 東庄町農業委員会 ☎86-6079



## 折り返し点をすぎても

会長 上代 金治

第23期の農業委員の任期も折り返し点をすぎ、残すところ約半分となりました。

例年ですと、この委員会だより  
に県外の先進地視察の事や、農業  
委員、農地利用最適化推進員の質  
の向上をめざす研修会等への参加  
活動の内容なども掲載されていた  
ところでした。

しかし、春先に、新型コロナウイルスの蔓延、拡大にともない、町外での研修会等は、全面的に中止や延期になったのが現状です。

このような状態の中、農業委員、推進員は、三密をさけ、農地を守るための農地パトロール等の基本的な活動を展開しているところで

す。  
今後の農業委員会活動に、皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

# 「人・農地プラン」



副会長 岡野 豊

小座地区では「人・農地プラン」の実質化に、一歩踏み出したところ  
です。

水田は谷津田が主で、畑も決して  
広くない、恵まれているとは言えな  
い条件の中で、経営を確立してきた、  
こかぶ、苺、採種、養豚、無農薬米、  
千両、花苗など、15戸の農家を中心  
の経営体となつてのスタートです。  
国の本腰に期待して、各農家の関  
心は高いのですが、各自が政策の内  
容を理解するには、いまだ時間がか  
かるようです。

また、新型コロナウイルス感染症  
の対応で、足踏みが続いているとこ  
ろです。

農業委員 菅谷 耕一

今年1月19日、稲荷入・小貝野・  
東和田・舟戸の一部における地権  
者・耕作者の皆さんに集まっていた  
だき、「人・農地プラン」検討会が  
開かれ参加いたしました。

始めに、「人・農地プラン」とは  
何かを、県や町役場担当者より分か  
りやすく説明があり、アンケート調  
査を基に年代別就農などの状況が色  
分けされた大きな地図を皆さんに囲  
んでもらいプラン対象地域の確認や  
将来的に、誰を担い手に位置付ける  
のか等を話し合いました。

耕作者の高齢化や担い手不足等の  
要因により、それに起因した耕作放  
棄地の増加等、厳しい環境に直面し  
ている中で、「人・農地プラン」の  
実質化は重要な政策と思われま

## 農地利用最適化推進委員

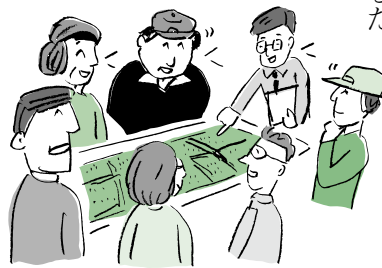
林 一男

今年、3月と7月に、小座区民館  
において、小座区民40数名が参加し、  
人・農地プランについて、話し合い  
が実施されました。両日とも町より、  
農政担当・オブザーバーとして農業  
委員・農地利用最適化推進員の4名  
が、出席しました。

町の担当者から、人・農地プラン  
制度発足にあたり、その背景や今後  
の活動の進め方について説明があり

ました。

参加者の9割が高齢者でしたが、  
説明について熱心に耳をかたむけて  
いました。説明が終了し、質疑応答  
になり、農業従事者が高齢になり農  
地の耕作ができない実情、農地の有  
効活用、後継者がいない現状の中で、  
今後の農業の在り方について等、活  
発な意見、質問が出され、今後の農  
業について、関心の高さを感じるこ  
とができました。



## 第23期 1年半を終えて

農業委員 根本美津江

「中立的立場」という位置付けで  
の農業委員としての活動も、2期目、  
残り1年半となりました。

昨年は台風で大きな被害があり、  
今年も新型コロナウイルスと、今ま

で想像もつかなかった事態になつて  
います。

農業委員会の会議も、「農業委員」  
「農地利用最適化推進委員」20名全  
員での会議は無理なので、毎月「農  
業委員」10名だけの会議が続いて  
います。今までのような活動ができ  
ず、先の見えない不安な毎日ですが、  
与えられた仕事をこなして、前に進  
んでいこうと思っています。

## 農地利用最適化推進委員

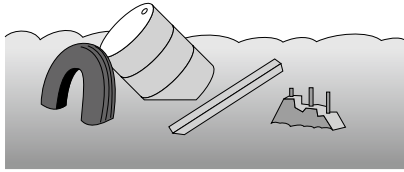
保科 耕一

農地利用最適化推進委員になり、  
1年半が経ちました。農業委員会の  
中で一番年下なので、自分に務まる  
のか不安もありましたが、2期、3  
期の方の指導の下、活動を行ってま  
いりました。

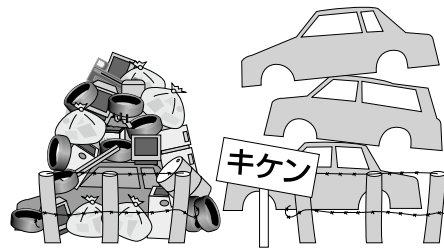
また、新型コロナウイルス感染拡  
大の中、定例会議参加も見送られる  
など、活動も限られたものになつて  
しまいました。私自身、専業農家だ  
もあるので、農業従事者の高齢化、  
耕作放棄地問題や、担い手の育成に、  
地域の皆さんと協力しながら、活動  
を行っていきたいと思います。

最後に、一日も早く新型コロナウイルス  
が終息することを願っていま  
す。

# 農地は狙われています。安易に土地の提供を行うと…。

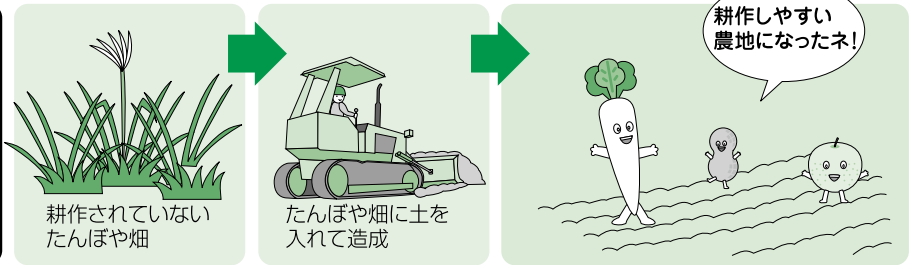


■「無料で畑を使い易くしてあげます」といわれ、結果、産廃を埋められる



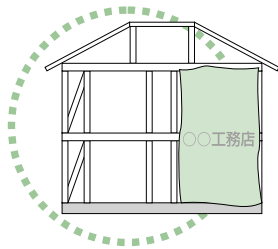
■「資材置場にさせてください」といわれ、結果、廃棄物の山積み…

**田・畑を埋立てて農地造成する場合は農地法の許可が必要です。**

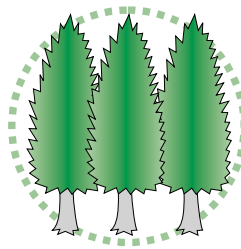


## 農地は無断で転用できません。

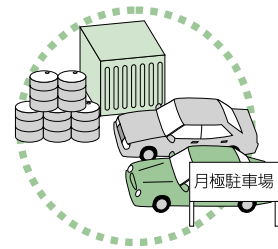
## 市街化区域内では届出、その他の区域では許可が必要です。



分家住宅・店舗を建てたい



農地に植林したい



駐車場・資材置場にしたい

## こんなときは地元の農業委員会へ

農地の転用又は違反転用については、地元の農業委員会にお問い合わせください。

## 農地を貸したい方は御相談ください

農地を必要とする方に貸し付ける農地を探しています。貸し付けたい農地がある場合は、お問い合わせください。出し手と受け手の間に立って、(公社)千葉県園芸協会が農地の貸し借りをを行います。

詳細は東庄町まちづくり課農政係(電話0478-86-6076)または、※(公社)千葉県園芸協会農地部(電話043-223-3011)までお問い合わせください。

※(公社)千葉県園芸協会は、千葉県から農地中間管理機構に指定されています。



こんなに  
変わった!

新しい

# 農業者年金



## 農業者年金 旧制度と新制度の違い



	旧制度		新制度	
政策の目的	農業経営の合理化・経営移譲の促進		農業の担い手確保	
年金財政のしくみ	<b>賦課方式</b> 現役世代の納める保険料が、現在の受給者の年金原資に充てられる方式。 国民年金制度と同じで、少子高齢化に弱い。		<b>積立方式</b> 自分が将来受け取る年金の原資を、自分自身で積み立てる方式。自分のための積み立てなので、人口構造に左右されない。	
必要な加入期間	20年以上		1ヶ月	
亡くなった場合	保険料を3年以上納めて死亡し、すでに受け取った年金額が死亡一時金の額未満である場合に、遺族に支給される。		80歳までに死亡した場合、死亡した月の翌月から80歳到達月までに受け取れる予定だった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が遺族に支給される。	
続けられなくなったなら	強制加入者	任意脱退できない	20年要件を満たせない場合は脱退一時金を支給	任意脱退できる
	任意加入者	任意脱退できる		
			脱退一時金はなく、積み立てた保険料は将来年金として支給	

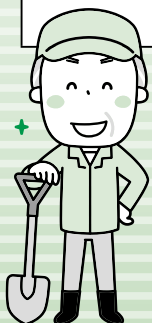
将来の金銭的不安を解消!  
「農業をやって良かった」と思う人が増えますように。

自分の年金を自分で準備するから、**少子高齢化にも強い!!**

たとえ1ヶ月分だったとしても、**将来受け取れる!!**

3年以上納めていなくても要件に該当すれば**死亡保障がある!!**

いつでも辞めることができるので、**お手軽に始められる!!**  
その場合も、積み立てた保険料は**将来年金として受給できる!!**



**60歳未満の国民年金の第1号被保険者なら、年間60日以上農業に従事していればだれでも農業者年金に加入できます。**

